



ついて反対意見書が提出されているときを除く。))。

2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。

(諮問した旨の通知)

第19条 実施機関は、前条第1項の規定により審査会に諮問したときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)

(2) 請求者(請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る情報の公開について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの審査請求を棄却する場合等の手続)

第20条 次の各号のいずれかに該当する裁決をするときは、第14条第3項の規定を準用する。

(1) 公開決定等に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) 審査請求に係る公開決定等(公開請求に係る情報の全部を公開する旨の決定を除く。)を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の裁決(第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示しているときに限る。)

して当該不服申立てに係る情報の全部を公開することとするとき(当該公開決定等について反対意見書が提出されているときを除く。))。

(諮問した旨の通知)

第19条 実施機関は、前条の規定により審査会に諮問したときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 請求者(請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る公開決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)(第三者からの不服申立てを棄却する場合等の手続)

第20条 次の各号のいずれかに該当する決定又は裁決をするときにはは、第14条第3項の規定を準用する。

(1) 公開決定等に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決

(2) 不服申立てに係る公開決定等を変更し、当該公開決定等に係る情報を公開する旨の決定又は裁決(第三者である参加人が当該情報の公開に反対の意思を表示しているときに限る。)

(春日部市個人情報保護条例の一部改正)

**第2条** 春日部市個人情報保護条例(平成17年条例第17号)の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正後の欄の条又は項(以下「改正後の条等」という。)に対応する改正前の欄の条又は項が存在しない場合にあつては、当該改正後の条等を加える。

(2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第31条の2 この条例の規定による処分又は請求に対する不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第32条 実施機関は、<u>前条に規定する審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合</u>を除き、遅滞なく春日部市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を十分に尊重して当該<u>審査請求</u>についての<u>裁決</u>をしなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>裁決</u>で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る自己情報の全部を開示することとするとき</u>（当該<u>審査請求に係る自己情報の開示</u>について反対意見書が提出されているときを除く。）。</p> <p>(3) <u>裁決</u>で、<u>審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る訂正等の請求の全部について訂正等を行うこととするとき</u>。</p> <p>2 前項の規定による諮問は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の弁明書の写しを添えてしなければならない。</p> <p>(諮問した旨の通知)</p> <p>第32条の2 実施機関は、前条第1項の規定により審査会に諮問したときは、次に掲げる者に対し、諮問をした旨の通知をしなければならない。</p> <p>(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この条において同じ。）</p> <p>(2) 請求者（請求者が審査請求人又は参加人である場合を除く。）</p> <p>(3) 当該審査請求に係る情報の開示について</p>	<p>(不服申立て)</p> <p>第32条 実施機関は、<u>この条例の規定による処分について、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）の規定に基づく不服申立てがあった場合は、次の各号のいずれかに該当するとき</u>を除き、遅滞なく春日部市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問し、その答申を十分に尊重して当該<u>不服申立て</u>についての<u>決定</u>をしなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立て</u>が不適法であり、却下するとき。</p> <p>(2) <u>決定又は裁決で、不服申立てに係る開示決定等（開示の請求に係る自己情報の全部を開示する旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更して当該不服申立てに係る自己情報の全部を開示することとするとき</u>（当該<u>開示決定等</u>について反対意見書が提出されているときを除く。）。</p> <p>(3) <u>決定又は裁決で、不服申立てに係る訂正等の請求に対する決定（訂正等の請求の全部について訂正等を行う旨の決定を除く。）を取り消し、又は変更して当該不服申立てに係る訂正等の請求の全部について訂正等を行うこととするとき</u>。</p>

反対意見書を提出した第三者（当該第三者が  
審査請求人又は参加人である場合を除く。）

（春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正）

**第3条** 春日部市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成17年条例第18号）の一部を次のように改正する。

（1）次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>（手続の併合又は分離）</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の<u>審査請求</u>に係る事件を併合し、又は併合された数個の<u>審査請求</u>に係る事件を分離することができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定により、<u>審査請求</u>に係る事件を併合し、又は分離したときは、<u>審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）</u>及び実施機関にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第9条</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>審査請求</u>に係る事件に関し、<u>審査請求人、参加人又は諮問実施機関（以下「審査請求人等」という。）</u>に意見書又は資料の提出を求め、<u>こと、</u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他実地調査等必要な調査をすることができる。</p> <p>（意見陳述等）</p> <p>第10条 審査会は、<u>審査請求人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>審査請求人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>審査請求人</u>又は参加人は、あらかじめ審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>（意見書等の提出）</p> <p>第11条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間</p>	<p>（手続の併合又は分離）</p> <p>第8条 審査会は、必要があると認めるときは、数個の<u>不服申立て</u>に係る事件を併合し、又は併合された数個の<u>不服申立て</u>に係る事件を分離することができる。</p> <p>2 審査会は、前項の規定により、<u>不服申立て</u>に係る事件を併合し、又は分離したときは、<u>不服申立人、参加人</u>及び実施機関にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（審査会の調査権限）</p> <p>第9条</p> <p>4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、<u>不服申立て</u>に係る事件に関し、<u>不服申立人、参加人又は諮問実施機関（以下「不服申立人等」という。）</u>に意見書又は資料の提出を求め、<u>こと、</u>適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他実地調査等必要な調査をすることができる。</p> <p>（意見陳述等）</p> <p>第10条 審査会は、<u>不服申立人等</u>から申立てがあったときは、当該<u>不服申立人等</u>に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。</p> <p>2 前項本文の場合においては、<u>不服申立人</u>又は参加人は、あらかじめ審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。</p> <p>（意見書等の提出）</p> <p>第11条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間</p>

<p>を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>2 審査会は、<u>審査請求人等</u>から意見書又は資料が提出されたときは、<u>審査請求人等</u>（意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（提出資料の閲覧）</p> <p>第12条 <u>審査請求人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は資料の<u>閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式等人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）</u>又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、第9条に規定する調査審議に支障があると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧等を拒むことができない。</p> <p>（答申書の送付等）</p> <p>第14条 審査会は、第1条に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>審査請求人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>	<p>を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。</p> <p>2 審査会は、<u>不服申立人等</u>から意見書又は資料が提出されたときは、<u>不服申立人等</u>（意見書又は資料を提出した者を除く。）にその旨を通知しなければならない。</p> <p>（提出資料の閲覧）</p> <p>第12条 <u>不服申立人等</u>は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の<u>閲覧</u>又は写しの交付（以下この条において「閲覧等」という。）を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、第9条に規定する調査審議に支障があると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、閲覧等を拒むことができない。</p> <p>（答申書の送付等）</p> <p>第14条 審査会は、第1条に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを<u>不服申立人</u>及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。</p>
---	--

（春日部市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

**第4条** 春日部市固定資産評価審査委員会条例（平成17年条例第78号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の号の表示及びそれに対応する改正後の欄の号の表示に下線が引かれた場合にあつては、当該改正前の欄の号を当該改正後の欄の号とする。
- (2) 次の表中、改正後の欄の項又は号に対応する改正前の欄の項又は号が存在しない場合にあつては、当該改正後の欄の項又は号を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正後	改正前
<p>（審査の申出）</p> <p>第4条</p> <p>2</p> <p>（1） 審査申出人の氏名又は名称及び<u>住所又は居所</u></p>	<p>（審査の申出）</p> <p>第4条</p> <p>2</p> <p>（1） 審査申出人の氏名又は名称及び<u>住所</u></p>

<p>(2) 審査の申出に係る処分の内容</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所又は居所を記載し、<u>行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>8 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条</p> <p>4 委員会は、弁明書の提出があった場合には、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を<u>送付しなければならない。</u></p> <p>6 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。</p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする<u>場合には</u>、次に掲げる事項を記載し、<u>委員会が記名押印した</u>決定書を作成しなければならない。</p> <p>(1) 主文</p> <p>(2) 事案の概要</p> <p>(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨</p> <p>(4) 理由</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>3 審査申出人が、法人その他の社団若しくは財団であるとき、総代を互選したとき、又は代理人によって審査の申出をするときは、審査申出書には、前項各号に掲げる事項のほか、その代表者若しくは管理人、総代又は代理人の氏名及び住所を記載し、<u>行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項</u>に規定する書面を添付しなければならない。</p> <p>(書面審理)</p> <p>第6条</p> <p>4 委員会は、弁明書の提出があった場合には、審査申出人に対しその副本及び必要と認める資料の概要を記載した文書を<u>送付しなければならない。ただし、審査の申出の全部を容認すべきときは、この限りでない。</u></p> <p>(決定書の作成)</p> <p>第11条 委員会は、審査の決定をする<u>場合には</u>、決定書を作成しなければならない。</p>
---	--

## 第2章 建設

(春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部改正)

**第5条** 春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正後の欄の条（以下「改正後の条」という。）に対応する改正前の欄の条が存在しない場合にあっては、当該改正後の条を加える。
- (2) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)</p> <p>第65条の2 この条例の規定による処分又は不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。</p> <p>(審査会への諮問)</p> <p>第66条 市長は、<u>前条に規定する審査請求</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該<u>審査請求</u>に対する<u>裁決</u>を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>審査請求</u>が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) <u>裁決</u>で、<u>審査請求</u>に係る処分を取り消し、又は変更する場合</p> <p>2 市長は、前項の規定により諮問したときは、その旨を<u>審査請求人</u>及び<u>参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。)</u>に通知しなければならない。</p>	<p>(不服申立てに係る審査会への諮問)</p> <p>第66条 市長は、<u>この条例の規定による市の処分について行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づく不服申立て</u>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問し、その答申を尊重して当該<u>不服申立て</u>に対する<u>決定</u>を行わなければならない。</p> <p>(1) <u>不服申立て</u>が不適法であり、却下する場合</p> <p>(2) <u>決定</u>で、<u>不服申立て</u>に係る処分を取り消し、又は変更する場合</p> <p>2 市長は、前項の規定により諮問したときは、その旨を<u>不服申立人</u>及び<u>参加人</u>に通知しなければならない。</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 第4条の規定による改正後の春日部市固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第8項、第6条第4項及び第6項並びに第11条の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出(申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。)については、なお従前の例による。